

令和8年度「障害者対策総合研究開発事業(身体・知的・感覚器障害分野)
公募に関するQ&A

Q1

研究プロトコールの様式に指定はあるか。

→本公募への応募書類としての様式は特段に定めてはいません。すでに倫理委員会へ提出済み(あるいは提出予定)プロトコールがあれば、それを提出することも可能です。

Q2

「研究体制には、統計専門家が必ず参画」とあるが、研究協力者としての参画でも提案書に記載が必要か。

→研究協力者は提案書に記載する必要はありませんが、体制図には記載してください。

一方で、独自の研究開発項目を有する立場である「研究開発分担者」としての参画であれば、提案書および体制図への記載は必須です。

Q3

技術知見を有する企業所属の研究参画者に対して、人件費支出は可能か。

→その技術使用が当該課題に特化したものであれば人件費として計上は可能です。

一般的な「給与」扱いであれば計上はできません。

Q4

研究者番号を持っていなくても研究分担者とすることは可能か。

→研究者番号を持っていない研究者等を研究分担者とすることはできません。一方で、「研究協力者」であれば当該研究への参画は可能です。

Q5

薬事承認申請に係る費用の計上は可能か。

→可能です。

また採択後、計画の進捗状況に応じて追加配賦措置を行う場合もあります。

Q6

提案書で、「所属機関以外に勤務先がある場合は記載」とあるが、外勤先等、複数の所属先全てを記載するのか。

→所属機関以外で、本研究開発課題を主に実施する所属先を記載してください。

Q7

「医療・福祉機器等の実用化」について、社会実装までか、あるいは試作品完成までなのか等、どのフェーズまでを求められているのか。

→研究代表者の意向次第となります。提案された計画内容をもって評価委員が判断いたします。

(以上)